

平成25年度 第2回

長久手市都市計画審議会議案

参考資料

長久手市都市計画審議会

名古屋都市計画前熊一ノ井地区計画 計画図
 A-1版 S=1:1,250
 A-3版 S=1:2,500

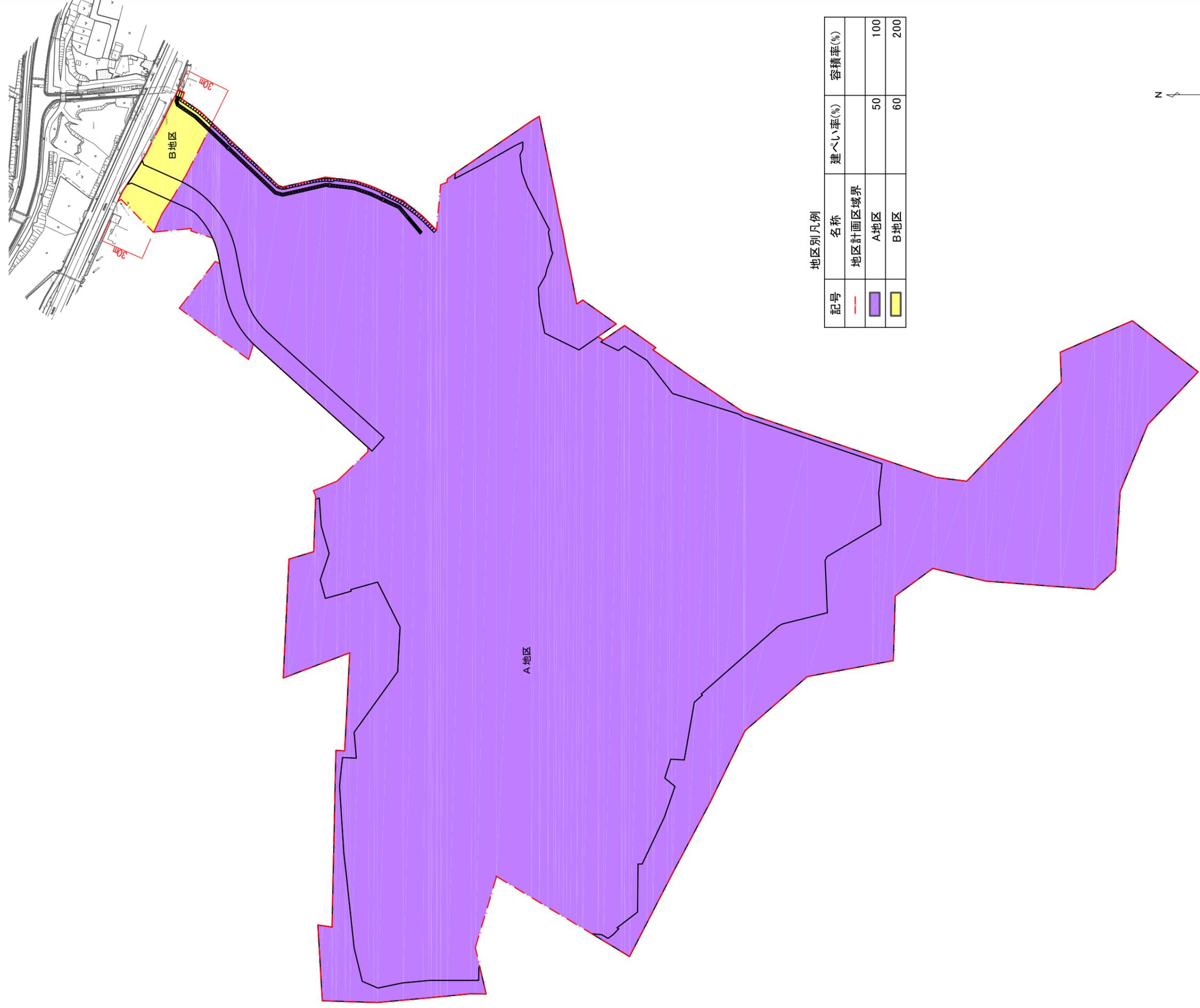


記号	外周区域界
㉑~㉒	県道南端
㉑~㉒	筆境
㉑~㉒	道路北端
㉑~㉒	筆境
㉑~㉒	道路北端
㉑~㉒	道路東端
㉑~㉒	道路北端
㉑~㉒	筆境
㉑~㉒	道路南端
㉑~㉒	筆境
㉑~㉒	道路東端
㉑~㉒	道路北端
㉑~㉒	水路東端

地区計画及び地区整備計画の区域界	
---	その他の場合
■	地区施設 道路
■	地区施設 緑地



名古屋都市計画前熊一ノ井地区計画 計画図
A-1版 S=1:1,250
A-3版 S=1:2,500



地区別凡例

記号	名称	建ぺい率(%)	容積率(%)
---	地区計画区域界		
■ (Purple)	A地区	50	100
■ (Yellow)	B地区	60	200

第1号議案 名古屋都市計画地区計画の決定について

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1 地区施設に関することについて	
1-1 緑地の保全について 本市の緑地は、首の皮一枚しか残されていないため、その対策をどうするか。今回の地区計画でも、緑地保全対策の補足が抜けているように思われる。	長久手市都市計画マスタープランにおいて、本地区は、住宅誘導ゾーンとして位置付けられており、民間開発事業者による低層住宅を中心とした宅地造成が計画されております。 なお、開発にあたっては、周辺の自然環境に配慮した良好な住環境を形成するため、開発区域の周辺に地区計画で定めた緑地を配置し、緑地の保全に努めております。

第2号議案 参考資料（新旧対象表）

（新）

名古屋都市計画地区計画の変更（長久手市決定）

都市計画長湫南部地区計画を次のように変更する。

名 称	長湫南部地区計画
位 置	長久手市卯塚一丁目、卯塚二丁目、市が洞一丁目、市が洞二丁目、市が洞三丁目、片平一丁目、片平二丁目及び根嶽の各全部
面 積	約98.2ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標
	土地利用の方針

（旧）

名古屋都市計画地区計画の変更（長久手市決定）

都市計画長湫南部地区計画を次のように変更する。

名 称	長湫南部地区計画
位 置	長久手市根嶽及び市ヶ洞の各全部、丁子田、片平、卯塚及び上井堀の各一部
面 積	約98.2ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標
	土地利用の方針

区域の整備開発又は保全の方針	地区整備方針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。</p> <p>1 A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>2 B地区 既存の地形や植生等を活かした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 緑地については、敷地面積の20%以上の確保を図ると共に、既存の樹林地については維持・保全に努める。</p> <p>3 C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>4 C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>5 D-1地区 沿道サービス型機能等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>6 D-2地区 沿道サービス型機能等の集積と敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>7 D-3地区 沿道サービス型機能等の集積と隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>8 D-4地区 沿道サービス型機能等の集積と一定の高度利用を許容しつつ適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>9 E地区 生活利便施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p> <p>10 F-1地区 流通・業務系施設等の集積と良好な環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p> <p>11 F-2地区 流通・業務系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>

区域の整備開発又は保全の方針	地区整備方針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。</p> <p>1 A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>2 B地区 既存の地形や植生等を活かした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 緑地については、敷地面積の20%以上の確保を図ると共に、既存の樹林地については維持・保全に努める。</p> <p>3 C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>4 C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>5 D-1地区 沿道サービス型機能等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>6 D-2地区 沿道サービス型機能等の集積と敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>7 D-3地区 沿道サービス型機能等の集積と隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>8 D-4地区 沿道サービス型機能等の集積と一定の高度利用を許容しつつ適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。</p> <p>9 E地区 生活利便施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p> <p>10 F-1地区 流通・業務系施設等の集積と良好な環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p> <p>11 F-2地区 流通・業務系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>

第3号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画道路の変更(長久手市決定)

都市計画道路中3・4・678号卯塚緑地線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・678	卯塚緑地線	長久手市 卯塚一丁目	長久手市 卯塚一丁目	長久手市 卯塚一丁目	約 1,260m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・680	片平竹の山線	長久手市 市が洞二丁目	長久手市 片平一丁目	長久手市 片平一丁目	約 610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・681	高針御嶽線	長久手市 丁子田	長久手市 片平	長久手市 片平二丁目	約 480m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・682	長湫西部線	長久手市 西原	長久手市 片平二丁目	長久手市 作田二丁目 名古屋市 名東区 猪高町 大字上社字 井堀	約 3,820m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・678	卯塚緑地線	長久手市 根嶽	長久手市 片平	長久手市 卯塚	約 1,260m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・680	片平竹の山線	長久手市 市ヶ洞	長久手市 片平	長久手市 丁子田	約 610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・681	高針御嶽線	長久手市 丁子田	長久手市 片平	長久手市 片平	約 480m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・682	長湫西部線	長久手市 西原	長久手市 丁子田	長久手市 作田二丁目 名古屋市 名東区 猪高町 大字上社字 井堀	約 3,820m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

第4号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)
名古屋都市計画公園の変更(長久手市決定)

(旧)

都市計画公園中2・2・3121号長湫南部2号公園ほか5公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・3121	市が洞一丁目公園	長久手市市が洞一丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3122	片平一丁目公園	長久手市片平一丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3123	市が洞二丁目公園	長久手市市が洞二丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3124	市が洞三丁目公園	長久手市市が洞三丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3125	片平二丁目公園	長久手市片平二丁目	約0.20ha	
近隣公園	3・3・315	長湫南部公園	長久手市根嶽	約2.00ha	

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・3121	長湫南部2号公園	長久手市上井堀、市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3122	長湫南部3号公園	長久手市片平	約0.20ha	
街区公園	2・2・3123	長湫南部4号公園	長久手市市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3124	長湫南部5号公園	長久手市丁子田	約0.20ha	
街区公園	2・2・3125	長湫南部6号公園	長久手市丁子田	約0.20ha	
近隣公園	3・3・315	長湫南部1号公園	長久手市根嶽、市ヶ洞	約2.00ha	

第5号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画緑地の変更(長久手市決定)

(旧)

都市計画緑地中124号長湫南部1号緑地ほか2緑地を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
緑地	124	ほとぎの里緑地	長久手市 市が洞三丁目、根嶽	約5.10ha	
緑地	125	ほたるの里緑道	長久手市 市が洞三丁目	約0.48ha	
緑地	126	市が洞緑道	長久手市 市が洞一丁目	約0.31ha	

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
緑地	124	長湫南部1号緑地	長久手市 根嶽、市ヶ洞、丁子田	約5.10ha	
緑地	125	長湫南部2号緑地	長久手市 市ヶ洞、丁子田	約0.48ha	
緑地	126	長湫南部3号緑地	長久手市 卯塚、市ヶ洞	約0.31ha	

第6号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画墓園の変更(長久手市決定)

都市計画墓園102号卯塚墓園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
墓園	102	卯塚墓園	長久手市卯塚二丁目	約7.40ha	

(旧)

名古屋都市計画墓園の変更(長久手市決定)

都市計画墓園102号卯塚墓園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
墓園	102	卯塚墓園	長久手市卯塚	約7.40ha	